

名称等	大岡公園テニスコート電気料金の支払遅延に伴う延滞利息の発生について
担当	都市計画部 緑地公園課 課長 池谷 昌俊 直通 055-934-4795 内線 2691

- 1 要 旨** 沼津市都市計画部緑地公園課が支払うべき電気料金の支払いが遅延し、延滞利息を支払う必要が生じました。
- 2 概 要** 大岡公園テニスコートの10月分電気料金26,772円について、支払期限である令和4年11月4日までに支払わなければならないところ、納付書が届いていなかったことに気付かず、11月21日に督促状が届いたことにより未払いであったことが判明しました。
このことが判明した後、直ちに支払処理を行い、11月22日に支払いを終えましたが、支払遅延による延滞利息109円を支払う必要が生じたものであります。
なお、納付書が未達であった原因については不明です。
- 3 原 因** 担当者が、定例的な支払いであるにもかかわらず、納付書の未達に気付かないまま支払い事務を失念したこと、また、支払い状況について複数の職員で確認する体制が整っていなかったことが原因です。
- 4 今後の対策** 定例的な支払いについては、支払い時期を含めたリストを作成し、納付書が未達の場合にも対応できるよう複数の職員で支払い状況の確認をすることで、再発防止に努めます。